

# 森林政策の転換と森林・林業基本法の成立

南 眞 二

- I. はじめに
- II. 林業生産重視の政策
  - 1. 林業基本法の理念
  - 2. 森林施業と地域指定
- III. 環境重視への転換
  - 1. 保護林の再編・拡充
  - 2. 森林生態系と野生生物保護
- IV. 森林・林業基本法の成立
- V. まとめ

## I. はじめに

近年、野生鳥獣による森林被害が問題になっている。このうち、シカ被害の原因としては、地球温暖化による積雪の減少やオオカミの絶滅による天敵不在のためシカの個体数が増加したことや、身近にある農産物等の味をおぼえたこともあげられているが、主な原因は若齢造林地による餌場の増加と言える。また、ツキノワグマの場合は柔らかい葉や多くの堅果（ドングリ）をもたらすブナ・ミズナラ等の落葉広葉樹林が主な生息域であり、人工造林のため広葉樹林が減少し、餌が減少したことが主な原因としてあげられている<sup>(1)</sup>。

日本の森林は、かつては燃料用の薪炭材の採取や堆肥・厩肥用の落葉・枯枝の採取、きのこなどの林産物の生産というように人々の生活と深く関わっていた。しかし、1960年代に燃料は電気・ガス・石油などに、肥料は化学肥料にとって代わられると共に、低価格の外材の市場進出及び国産材価格の低迷や若者の林業離れによる林業従事者の高齢化などが進み、下刈り・枝打ち・除間伐等の保育管理が行われない森林が増加している<sup>(2)</sup>。ただし、一方では(ア)水資源涵養や土砂流失防止等の国土保全機能、(イ)酸素供給や大気の浄化機能、(ウ)保健休養といったレクリエーション機能、(エ)野生鳥獣保護機能などの森林の公益的役割の価値が再評価されている。

平成13年6月29日にこれまでの林業法に代わる森林・林業基本法が成立し、同時に森林法も改正されたが、この稿ではこれまでのわが国の森林政策をふりかえると共に、森林・林業法制度の改正内容・問題点について論述していきたい。

## II. 林業生産重視の政策

### 1. 林業基本法の理念

林業基本法は、第1条で「林業の発展と林業従事者の地位の向上」を主目的としており、林野的林業的利用の高度化を図るため、「とくに、国有林野を重要な林産物の持続的供給源として一貫して貢献させるとともに、奥地未開発林野の開発等を促進して林業総生産の増大」をめざしている（第4条第1項）。さらに、

表1. 木材需要（供給）量の推移

(単位：千m<sup>3</sup>)

	総需要量 (供給)	用材	薪炭材	しいたけ 原木	用材部門別			用材供給先別		用材 自給率 (%)
					製材用	パルプ等	合板他	国産材	外材	
昭和 30年	65,206	45,278	19,928	—	30,295	8,285	6,698	42,794	2,484	94.5
35年	71,467	56,547	14,920	—	37,789	10,189	8,569	49,006	7,541	86.7
40年	76,798	70,530	6,268	—	47,084	14,335	9,111	50,375	20,155	71.4
45年	106,601	102,679	2,348	1,574	62,009	24,887	15,783	46,241	56,438	45.0
50年	99,303	96,369	1,132	1,802	55,341	27,298	13,730	34,577	61,792	35.9
55年	112,211	108,964	1,200	2,047	56,713	35,868	16,383	34,557	74,407	31.7
60年	95,447	92,901	572	1,974	44,539	32,915	15,447	33,074	59,827	35.6
平成 元年	115,985	113,850	519	1,616	55,481	42,313	16,056	30,586	83,264	26.9
11年	99,685	97,807	972	906	41,175	40,956	15,675	18,762	79,045	19.2

資料：林野庁「木材需給表」

注) 需要（供給）量は、丸太の需要（供給）量と輸入した製材品、合板、パルプ・チップ等の製品を丸太材積に換算した需要（供給）量とを合計したものである。「合板他」には構造用集成材、加工材、枕木、電柱、くい丸太、足場丸太等が含まれる。「用材自給率」は国産材用材供給量÷総用材供給量×100である。

第10条第1項では森林資源に関する基本計画等の樹立を規定しているが、これを受けて森林法で全国森林計画やその下位計画である国有林対象の地域別の森林計画や民有林対象の地域森林計画・市町村森林整備計画を樹てることとされている（第4条第1項・第5条第1項・第7条の2第1項・第10条の5第1項<sup>(3)</sup>）。もちろん、全国森林計画における公益的機能の維持増進への適切な考慮は唱われているものの（第4条第3項）、このような法体系と国有林野における特別会計制度があいまって、林業生産重視の政策がとられてきたのである。

国有林野特別会計は戦前の一般会計での反省を踏まえて導入されたものであるが、木材価格の低迷などにより財政状況が悪化したため、公益的機能の維持増進よりも森林伐採による利益獲得へと走っていった。

森林伐採の促進に深く関わったものとして、この他に国有林野経営規程（昭和23年4月6日農林省訓令第106号：平成11年改正により国有林野管理経営規程と改称）をあげることができる。戦前の国有林施業案規程では、純収益を最大にすることを目的としていたが、国有林野経営規程は木材収穫量の最大が目的となったのである。そして、日本の国有林は奥地林が多く、成長量の少ない広葉樹天然林や成長の衰えた老齢天然林が過半数を占めることから、樹種又は林相の改良を積極的に行い、成長の旺盛なスギ・ヒノキの人工林を極力造成する必要があるという理由で人工林の造成が進められ、しかも「見込み成長量」を基準に標準伐採量が決定されるに至った<sup>(4)</sup>。天然林から人工林への転換は民有林でも同様に進められ、拡大造林実施後の天然林の減少は大きなものがある。この森林政策は、昭和61年11月の林政審議会答申「林政の基本方向」や昭和63年12月の「林業と自然保護に関する検討委員会」報告等を受けた平成3年の国有林野経営規程の改正まで続くことになる。

林業基本法第11条第1項では、林野の林業的利用の高度化を図る目的で林道の開設等が規定されている。

林道は道路法上の道路ではないため、道路区域決定のような手続はないが、広葉樹林が広範に存在する地域で開発を推進するための大規模林業圏開発林道（以下「大規模林道」という。）など、多くの林道が開設された<sup>(5)</sup>。大規模林道は従来から自然破壊をもたらすという批判が強いが、林野庁のアンケート調査では必ずしも本来の目的である林業振興にも十分利用されていないという結果になっている<sup>(6)</sup>。大規模林道については、平成7年7月から森林開発公団理事長通達に基づく環境影響評価が行われてきたが、対象区間が国立公園等に限定されるなど、実施方法に強い批判があった。環境影響評価法の成立により、大規模林道も対象となったが、環境影響評価法施行令の規模要件を満たさない林道にはその適用はない（別表第1）。

## 2. 森林施業と地域指定

森林法は「森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資する」ことを目的に制定されている（第1条）<sup>(7)</sup>。森林法第10条の2第3項でも「森林の保続培養及び森林生産力の増進」への留意義務を掲げているが、林業基本法の下位の法律と位置づけられた森林法は戦後一貫して、森林の公益的機能よりも経済的機能優先の立場で推進され、そのため天然林の減少と人工林の増加の一途をたどってきたのは先に述べたところである。

もっとも、森林の持つ公益的機能から一定の場合には施業が制限されており、例えば保安林や自然公園特別地域・鳥獣保護区特別保護地区等の地域指定地内にある森林がその例である。

このうち、水源涵養や土砂流失防備等を目的とした保安林制度は明治30年制定の森林法に遡るが、平成11年3月31日現在で水源涵養保安林を中心に合計面積9,401千ha（実面積8,809千ha）と広範に指定されている。保安林は伐採規制など開発を厳しく制限するもので、権利の行使に実質的に重大な制約になるため、要綱に基づき立木について利子補給方式による通損補償が実施されている（昭和34年12月11日林野指第6687号農林事務次官通達「保安林の指定による損失補償及び受益者負担に関する要綱」）<sup>(8)</sup>。

指定地域における森林伐採に関して最も問題になるのは自然公園の地種区分である。地種区分とは自然公園の地域一地区をさらに細分化し、ランクづけするものであるが、特に自然公園内の森林施業上の伐採基準の簡素化のため、厚生省と林野庁の協議に基づく「自然公園区域内における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号国立公園部長通知）」によって、特別保護地区の他、特別地域が第1種・第2種・第3種に区分され、公園の保護計画の基準としても使われていたものである。国の行政機関、特に伐採を進める立場である林野庁との関係で評価に見合った地種区分になってこなかったことがしばしば指摘されており<sup>(9)</sup>、公園計画の中に施業計画を包摂し、公園計画によって国立公園全体の自然資源を総合的に管理する体制の確立を急ぐべきとする提言もなされている<sup>(10)</sup>。

地域森林計画対象民有林の場合、1haを超える開発行為には許可が必要とされている（森林法第10条の2第1項）が、ゴルフ場・レジャー施設・事業場等の開発事業者による林地開発により多くの森林が伐採されてきた。これは木材価格低迷等の状況の下、林業生産に見切りをつけ、所有者が森林を手放していった結果である。しかし、森林の公益的機能への認識や自然保護を重視する世論の高まりの中で開発にあたっての緑地等の保全基準（森林率・残置森林等）が改められた。このうち、ゴルフ場については平成2年6月に改正された森林法に基づく保安林の解除・転用及び林地開発許可の運用にあたっての取扱基準で、旧基準の森林率やホール間の樹林帯幅を上げると共に保安林の解除については切土量・盛土量にそれぞれ18ホール当たり概ね150万㎡以下とする基準が新たに設けられた。このこともあって、林地開発許可申請の件数・転用面積は減少したが、特にゴルフ場の減少は著しいものがある。

なお、保安林以外の森林が自然保護のために制限される場合には、一種の営業補償が必要であるとの提案もなされている<sup>(11)</sup>。

### Ⅲ. 環境重視への転換

#### 1. 保護林の再編・拡充

保護林は、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号）第12条第2項第6号で国有林野施業実施計画に定める事項の一つとして規定されており、これが保護林選定の根拠となっている。保護林は元々、大正4年6月9日付け林第144号山林局長通牒「保護林設定ニ関スル件」を根拠とし、天然林保護や名所旧蹟の風致保護、鳥獣繁殖地の保護等、8つの広範囲な保護目的をもって発足した。

しかし、法的な裏付けがない国有林野内部の自主的な制度であるため、実際の運用は各営林（支）局（現在は森林管理局）が年単位で行い、設定箇所数や面積も流動的で、社会状況や政策の変化に敏感に対応してきた面があったことが指摘されている<sup>(12)</sup>。

国有林は、平成3年の国有林野経営規程による国土保全林・自然維持林・森林空間利用林・木材生産林という第一に発揮すべき機能に応じた4類型区分が定められたが、この時自然維持林の核心部分として保護林が位置づけられている。平成11年に制定された国有林野管理経営規程では、その類型が国土保全林・森林と人との共生林・資源の循環利用林の3類型区分に改められた<sup>(13)</sup>が、保護林はこのうち、生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全等を図る観点から、「森林と人との共生林」の自然維持タイプの中から選定されることとされている（同規程第13条第3項）。

保護林は、その自然的価値故に自然公園等を構成する重要な部分として自然保護上大きな役割を果たしてきたが<sup>(14)</sup>、特に大正4年の山林局長通牒を改正した「保護林の再編・拡充について」（平成元年4月11日付け元林野経第25号林野庁長官通達）により新たに設けられた種類である森林生態系保護地域は保護林の6割を占め、保護林の面積増加の最大の要因となった。保護林の種類及びその種類ごとの施業管理についても、この通達により行われている。保護林については、(ア)小規模な場合は種の多様性や貴重種の生息可能性といった生態学的側面から問題があるにもかかわらず、50ha未満のものが多く、明確な保護対策もない、(イ)貴重種や植物群落に対しては、コア地区・バッファー地帯設定の考え方が取り入れられておらず、点的な保護体制が続いているという批判がある<sup>(15)</sup>。

表2. 保護林の設定状況（農林水産省調べー平成12年4月1日現在）

種 類	森林生態系保護地域	森林生物遺伝資源保存林	林木遺伝資源保存林	植物群落保護林	特定地理等保護林	特定動植物生息地保護林	郷土の森	計
箇 所	26	10	331	354	31	33	32	817
面 積	320	29	9	119	16	30	2	525

注) 面積単位は千ha。林野庁資料より作成。

#### 2. 森林生態系と野生生物保護

森林生態系保護地域は、原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的に設定される保護林の一種である。森林生態系保護地域の設定基準は(ア)我が国の主要な森林帯を代表する原生的な天然林の区域であって、原則として1000ha以上の規模を有するもの、(イ)その地域でしか見られない特徴を持つ希少な原生的な天然林の区域であって、原則として500ha以上の規模を有するもののいずれかとされて

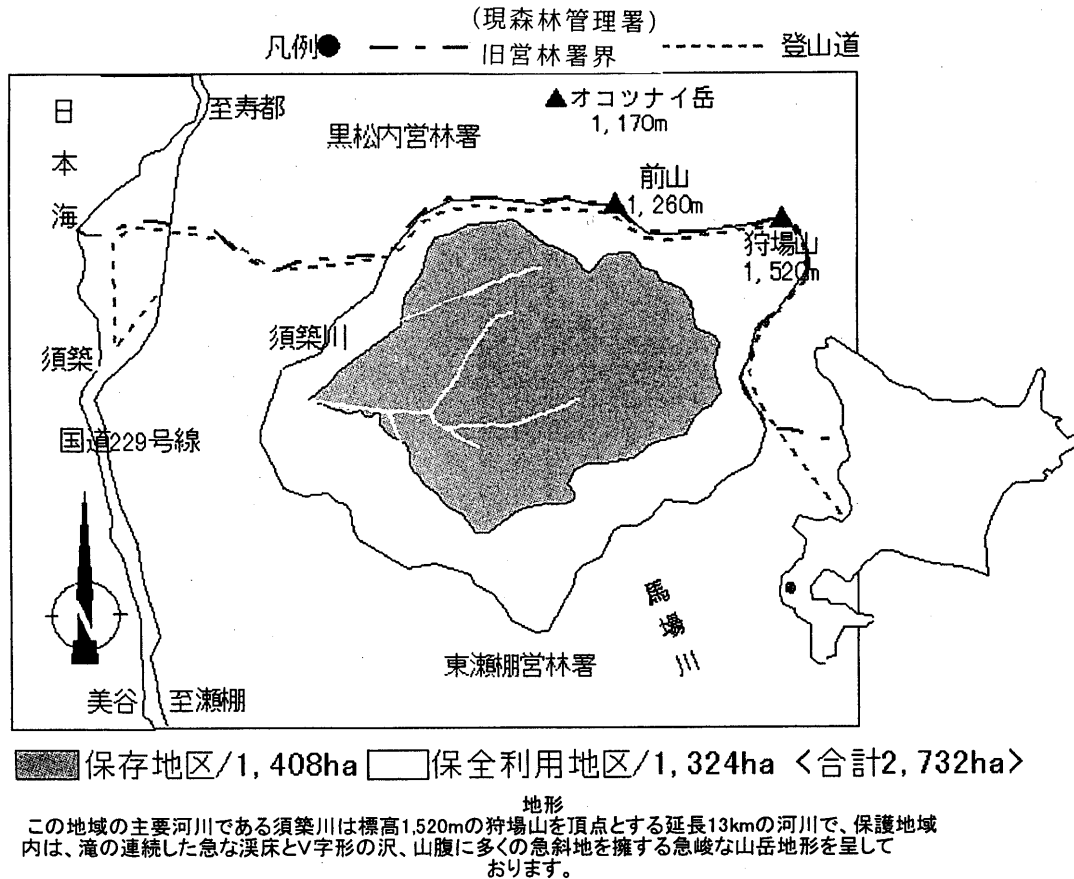


図1. 狩場山須築川森林生態系保護地域  
(北海道渡島半島にある瀬棚町を流れる須築川源流部に位置する森林生態系保護地域)

おり、かなりまとまった区域を設定することが可能となる(図1参照)。

森林生態系保護地域の設定にあたっては、森林生態系の厳正な維持を図る保存地区を核にそれを取り囲んで緩衝の役割を果たす保全利用地区を配置することとし、さらに保全利用地区に外接する森林は森林生態系保護地域の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わず、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業や天然林施業を行うものとしている。これは国連教育科学文化機関(UNESCO)が「人間と生物圏計画(Man and the Biosphere Programme)」の中で打ち出した生物圏保存区域(Biosphere Reserves)を構成する中核地区(core area)・バッファー地帯(buffer zone)・移行地帯(transition area)の理念を元に、林野庁が独自に構想・設定したものである<sup>(16)</sup>。

さらに、野生生物の移動経路の確保という観点から森林生態系保護地域等の保護林を核に国有林をつなげて回廊(corridor)をつくるという構想がある。奥羽山脈縦断自然樹林帯構想は、新たな保護林も指定しながら北端の八甲田山森林生物遺伝資源保存林から栗駒森林生態系保護地域等を経過し、南端の蔵王植物群落保護林まで約400kmを縦断するというものであり、保護林の間はブナを中心に平均1km幅の樹林帯でつないでいる。この「緑の回廊」の必要性は、国有林野の管理経営に関する法律第4条第1項に基づき策定された「国有林野の管理経営に関する計画」(平成10年12月25日策定)にも記載されるに至っている。

そして、平成13年4月現在で奥羽山脈縦断自然樹林帯を含めて、支笏・無意根、大雪・日高、知床半島など全国8カ所に設定されており、このうち「知床半島緑の回廊」を例にとると、(ア)原則として林地開発や狩猟の禁止、(イ)野生生物の生息・移動に良好なように森林のタイプに応じた維持・整備及び繁殖への配



また、北上高地では生物多様性の維持という観点から牧場・採草地も区域に取り込み、地権者や市町村の同意を得て、民有林や県立自然公園の一部を含めた形で「緑の回廊」を設定することとしている<sup>(18)</sup>。

このように野生生物に配慮した取組みも行われているが、保護林をそれ程頻繁に設定するわけにもいかないため、種維持のためには木材生産を目的とする森林においてもその配慮は必要である。例えば、(ア)人工林地帯への広葉樹要素の導入、(イ)生息域確保のため林内河川周囲の植生は緩衝帯として積極的に残す、(ウ)林道・作業道の開設も水系沿いは避ける、(エ)枯れ木などは害虫等の原因にならなければ生物の利用のため林地内に残すといったことである<sup>(19)</sup>。

なお、国有林には貴重種が多く生息・生育していることから、環境省と連携しながら林野庁は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、平成9年度末で22種に対して「希少野生動植物種保護管理事業」を実施しているが、林野庁はさらにシマフクロウ等の9種の「保護増殖事業計画」にも参加している。

#### IV. 森林・林業基本法の成立

「林業の発展と林業従事者の地位の向上」を主目的とした林業基本法が改正され、題名を「森林・林業基本法」と変更して制定されたが、それに併せて森林法も改正された。森林・林業基本法の特徴は、林業基本法の目的に加えて、森林の有する多面的機能を強調している点である。森林の有する多面的機能とは、国土保全・水源涵養・自然環境保全・公衆保健・地球温暖化防止・林産物供給等の機能をさすが、多面的機能の持続的発揮が国民生活及び国民経済の安定に欠くことができず、将来にわたって適正な整備・保全が図られなければならないと位置づけている（第2条）。そして、林業基本法に定めていた「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通」に代えて策定する「森林・林業基本計画」においては、多面的機能発揮の目標についても定めることとし、森林に関する施策部分については環境保全に関する国の基本的計画との調和を保つことが要求されている（第11条第2項・第4項）。

これは環境基本計画との整合性を要求されると同時に国有林・民有林を通じた「持続可能な森林経営」の必要性が唱われたものである。国有林野の管理・経営については、林業基本法が第4条で企業性の確保を全面に出し、「国土の保全その他公益的機能を有する国有林については、その機能が確保されるよう努める」と限定的に規定していたのを、森林・林業基本法は第5条で「国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図る」として、国有林野全体について公益的機能の維持増進を唱っている。これまで、国有林野の管理経営に関する法律や国有林野管理経営規程・林野庁長官通達等において変化してきた環境を重視するという森林管理経営の理念が基本法の改正という形で結実したものと言える。

森林・林業基本法の成立に併せて改正された森林法では、これまでの複層林施業等の特定森林施業に代えて、公益的機能別森林施業の整備が全国森林計画に定められることとなった（第4条第2項）が、地域別の森林計画等の策定についてもその旨が規定されている。公益的機能別森林とは、国有林野管理経営規程に定める水土保全林・森林と人との共生林・資源の循環利用林の3類型区分をさすが、これらの森林がそれぞれ計画に従い、天然林施業・育成複層林施業・育成単層林施業といった施業を実施することになる。

また、森林所有者等が地域森林計画対象民有林を伐採する際には届出が必要であるが、これまでの伐採面積・伐採方法・伐採齢等に加え、伐採後の造林の方法・期間・樹種についても記載することになった（第10条の8）。伐採計画等が市町村森林整備計画に適合しない場合の変更や計画に従っていない場合の実施を市町村長が命じ得ることにより、これを担保している。森林所有者等が作成する森林施業計画についても、市町村長は公益的機能別施業森林か否かにより定められた施業基準に適合しているか認定することとされている。



## V. まとめ

このように、森林政策は林業生産重視から環境重視へと転換していったが、これに対してこの理念は評価しながらも(ア)「自然維持林」の類型を残し、森林生態系の保全を目的とした管理を実施すべきである、(イ)保護林を法的に位置づけると共に管理のあり方の見直しを行うべきである、(ウ)リゾート開発を目的とする施設整備への国有林貸付は行うべきでない、(エ)債務返済を目的とした国有林売却に対する厳しい歯止めが必要といった意見<sup>(20)</sup>が出されている。確かに問題はあるものの今回の法改正により、国有林・民有林を通じて森林政策の転換が法制度上明確になっており、全体として評価できる内容になっている。

今後は意見に出されているような懸念も踏まえ、森林が公益的機能を十分発揮できるよう取り組んでいかなければならないが、同時に森林の管理と森林資源の持続的利用を担える林業を振興する必要がある。

これについては、農山村の環境を守るためには林業経営の育成と同時に、集落社会を再生する必要があるが、そのためには森林・林業基本法や森林・林業基本計画だけでは不十分であり、地元農林産物の高付加価値化を図る労働集約的な加工・サービス産業であるグリーン・ツーリズムを推進する必要があるという提言も行われている<sup>(21)</sup>。農山村集落を維持し定住者をふやすため、グリーン・ツーリズムを推進するなど、農山村の魅力を高めることが大切なことは言うまでもないが、森林・林業基本法は森林・林業に関する施策についての基本理念及び実現を図るのに基本となる事項を定めたものであり、山村地域における定住の促進(15条)、都市と山村の交流等(17条)については今後の施策の具体的展開によることになる。

森林・林業基本法制定に先だって定められた林政改革大綱(平成12年12月)では、施業・経営の担い手の育成・確保や木材産業・木材利用に関する法制度は別途検討されることとされている。

経営としての林業を考えた場合、林業就業者の育成と木材市場の確保が重要であり、外材に対抗し得る産業構造を早急に確立していくことが大切である。特に、製品コストの縮減に努めると共に、新製品の開発や高次加工化などによる差別化や付加価値の高い木材生産・流通の推進が求められるところである<sup>(22)</sup>。

### <注>

- (1) 辻岡幹夫『シカの食害から日光の森を守るかー野生動物との共生を考える』(随想舎、1999) 62-67・83-88頁。高槻成紀「シカがおよぼす生態的影響」生物科学52巻1号(2000) 29・34頁。三浦慎悟・堀野眞一「ツキノワグマは何頭以上いなければならないかー人口学からみた存続可能最少個体数(MVP)の試算」生物科学51巻4号(1999) 228-230・233頁。石田健「堅果の豊凶とツキノワグマの生態」(<http://forester.uf.a.u-tokyo.ac.jp/~ishiken/japanese/kuma/texts/masting.bearecology.html>)などを参考にした。
- (2) 菅原聰『人間にとって森林とは何かー荒廃をふせぎ再生の道を探る』(講談社、1989) 116-118・124-128頁。
- (3) 森林計画制度については、橋本政樹「森林保全の法と課題ー森林法を中心として」ジュリスト増刊・環境問題の行方(1999) 222-224頁参照。
- (4) 飯田繁『国有林の過去・現在・未来ー木材生産から環境問題へ』(筑波書房、1996) 20-21・46-47・93頁。『林業白書』によると、昭和26年当時、天然林 1,660万ha、人工林 497万ha、その他 338万ha、計 2,495万haであったものが、平成2年には天然林 1,352万ha、人工林 1,033万ha、その他 136万ha、計 2,521万haになっている。
- (5) 西鳥羽和明「林道の開設法制」山村先生古稀記念『環境法学の生成と未来』(信山社、1999) 283・286頁。藤原信「「大規模林道」は本当に必要か」『大規模林道はいらない』(緑風出版、1999) 9・10頁。
- (6) 林野庁の大規模林道に関するアンケート調査(平成6年11月実施)。産業廃棄物等を搬入するための



林道使用が他の者の使用や林道設備の維持管理に支障をきたすおそれがあるとして、京都府美山町の林道管理条例に基づく林道の使用差止めを認めた判例がある（京都地判平成9年10月31日）。

- (7) 最初の森林法は明治30年4月6日公布（施行は31年1月1日）であるが、森林法の沿革と理念については、森林行政研究会編集・林野庁企画課監修『改正森林法の解説－林野行政の新たな展開に向けて』（日本林業協会、1991）13-19頁参照。
- (8) 『国家補償法大系4』（日本評論社、1987）で赤木壮が森林法関係として保安林の伐採規制に伴う補償について論述。宇賀克也「公用制限と損失補償」ジュリストNo.944（1989）121頁は「標準伐期齢に達した立木の伐採につき定型的不許可処分がなされることに対する損失補償とみることができ、実際の運用は不許可処分に近い」とする。保安林の森林計画における位置づけについては、吉岡祥充「森林保全と森林法の論理－1951年森林法における森林計画制度に関する覚書」『新農基法と21世紀の農地・農村』（法律文化社、2000）191-192頁。
- (9) 山村恒年『自然保護の法と戦略（第2版）』（有斐閣、1994）122-123・145・156-157頁。須田政勝「自然保護と国有林－国有林の改革にあたって」前掲『環境法学の生成と未来』255頁。
- (10) 畠山武道「自然環境保全法および自然公園法にかかる立法提言」『昭和62年度海浜地及び山林地の利用と環境に関する研究』（1988）234頁。
- (11) 阿部泰隆「自然環境保全の法的手法－その欠陥と改善策」ジュリスト特集・環境保護の新展開（1993）95頁。
- (12) 安原加津江ほか「保護林制度にみる森林の保護管理の変遷」造園雑誌56巻5号（1993）187頁。
- (13) それぞれの種類の面積は、平成10年時点で水土保持林（410万ha）・森林と人との共生林（205万ha）・資源の循環利用林（144万ha）となっている－由井正敏「国有林の自然保護施策の展開に向けて」環境と公害29巻4号（2000）26頁。
- (14) 日本林業調査会『国有林野管理経営規程の解説』（2000）126-127頁。
- (15) 前掲、安原加津江ほか「保護林制度にみる森林の保護管理の変遷」造園雑誌56巻5号、191-192頁。
- (16) 藤森隆郎ほか『森林における野生生物の保護管理－生物多様性の保全に向けて』（日本林業調査会、1999）96-100頁。
- (17) 知床半島緑の回廊（<http://www.d3.dion.ne.jp/~kitamori/srt-corr/policy.htm>）参照。図2は平成13年7月23日設定の「大隅半島緑の回廊」の区域図である。
- (18) 林野時報2001年9月号、48-49頁。
- (19) 前掲、藤森隆郎ほか『森林における野生生物の保護管理』125-128頁。速水亨「民有林経営と環境共生」農業と経済2000年10月号、69頁。笠原義人『よみがえれ国有林』（リベルタ出版、1997）168頁。他に、須藤隆一編『環境修復のための生態工学』（講談社、2000）68-69頁。
- (20) 日本自然保護協会の「国有林管理経営基本計画への意見」（<http://www.nacsj.or.jp/database/kokuyurin/kokuyurin981211.html>）参照。
- (21) 宮崎猛「農山村の環境に基本法はどう貢献するか」農業と経済68巻3号（2002）48-49頁。
- (22) 例えば、遠藤日雄編著『スギの新戦略Ⅱ－地域森林管理編』（日本林業調査会、2000）154-177頁では、プレカット材生産等によるスギの需要拡大に向けて取り組んでいる岩手県住田町の事例が紹介されている。プレカット材の加工能力については、安藤友一「木材利用者がみる木材流通の実状」前掲・農業と経済68巻3号、37-38頁参照。安藤は民間自力では国際競争力を世界の水準に近づけるのはむつかしく、一定量国産材の使用を義務づけるなど、制度的に国産材の使用を促す道を模索すべきとする。